

川崎市立西有馬小学校いじめ防止基本方針

1. 平成30年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価ガイドライン
- ・いじめ防止対策推進法

学校教育目標

- ◆ 自主的、創造的に考える子どもを育てる。
- ◆ 命を大切に、社会性のある心豊かな子どもを育てる。
- ◆ 健やかでじょうぶな子どもを育てる

学校経営方針

- 1 知・徳・体の調和のとれた人間の育成
- 2 夢と力を育み、多様性を大切にした教育
- 3 保護者・地域の信頼のもと、地域と共に歩む教育

めざす子ども像

- 1 考える子ども
- 2 心豊かな子ども
- 3 じょうぶな子ども

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の3つの評価領域

① 確かな学力を育む	② 豊かな心を育む	③ 健やかな体を育む	④ 地域と共に歩む
<ul style="list-style-type: none"> ○個々の発達や特性に合わせた教育 ○よく分かる授業づくり ○学力向上と本を好きな子の育成 ○体験を生かした実感ある学習づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○人と関わる力・コミュニケーション能力の育成 ○発達に合わせた基本的な生活習慣の定着 ○きめ細やかな児童理解の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○体を動かすことが楽しいと感じる活動の充実 ○防災体制の充実 ○食育の充実と推進 ○安全教育の徹底と安心安全な環境作り 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域との関わりを大切にした活動の推進

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ・児童の特性を理解して適切な教育 ・話し合い活動や表現活動を大切に、学習の土台となる思考力・判断力・表現力の育成 ・意欲的に活動しようとする態度の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや暴力は許されないという学校環境の構築 ・命を大切にする学習の充実 ・児童のソーシャルスキルの育成 ・あいさつやお礼を自ら進んで言える子どもを育てる ・道徳の授業を通して人権感覚を育てる 	<ul style="list-style-type: none"> ・外に出て体を動かす楽しさを感じる ・バランスよく食べようとする意識を高め、食生活の自己管理ができる児童の育成 ・防災訓練・防災教育の見直し ・学校安全計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中・小小・幼保小連携教育の推進
---	---	---	---

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・言語活動の充実 ・指導内容の明確化と評価方法の工夫 ・児童一人一人に応じた学習指導法の工夫 ・読書への興味・関心を高める活動 ・外部講師や地域の方を生かした授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会活動主催のいじめ防止キャンペーン ・児童会や委員会活動を通じたあいさつ運動の実践 ・教育相談の推進と充実 ・共生教育プログラムの実施・振り返り ・学校生活アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「キラキラタイム」の実施 ・登下校指導、通学路の見直し ・施設の安全点検を行う ・防災教育のカリキュラムの見直し ・給食のマナーと食に対する正しい知識に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の学習を行う ・学校評価・児童アンケート活用による学校改善 ・地域学習のゲストティーチャー
---	---	--	--

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性を育みます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員として人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制の整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童生徒が相談しやすい環境を作ります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートの実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いに関わる情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。
- 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- 事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 平成30年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

校長、教頭、総括教諭(増井)(坂本)(川島)(近藤)(砂川)(竹林)、教務主任(砂川)
学年主任(井上)(福山)(鶴木)(佐藤真)(松山)(近藤)(藤本)
児童支援コーディネーター(竹林)、特別支援コーディネーター(藤本)
教育相談担当(増井、堀川、竹林)、養護教諭(増井、田中)

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・(校長 教頭 砂川 竹林)
- ・共生教育プログラム計画、実施、研修・・・・・・・・・・・・・・・・(立元 倉田 渡邊)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・(竹林 井上)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・(竹林 三宅)
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・(竹林 渡邊)
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・(竹林 砂川)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・(竹林 増井)

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・(増井)
- 1年・・・・・・・・(井上) 2年・・・・・・・・(福山)
- 3年・・・・・・・・(鶴木) 4年・・・・・・・・(佐藤真)
- 5年・・・・・・・・(松山) 6年・・・・・・・・(近藤)
- 特別支援センター・・・(藤本)
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・(増井)
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・(増井)

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・(佐藤真 稲垣)
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・(砂川 竹林)
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・(校長 教頭 砂川 川島)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・(竹林)
- ・家庭センター(児童相談所)との連携・・・・・・・・・・・・(増井 竹林)

7. 平成30年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)	
4	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針・重点目標の確認 構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修 4/25 職員会 かわさき共生*共育プログラムの取組について 	かわさき 共生*共育 プログラム 第1回実施 第2回実施 第3回実施 第4回実施 第5回実施 第6回実施
5	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 【児童指導点検強化月間】の取組 	
6	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 第1回効果測定実施 効果測定の分析結果についての研修 (効果測定の結果から児童理解・教育相談に向けての情報交換) 職員会にて 第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 携帯・スマートフォン教室実施(6年) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 学校生活アンケート集約と結果を受けての対応について 教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認 	
8	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 いじめに防止対策に関する研修会 かわさき共生*共育プログラム研修会 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 いじめ防止標語の募集(児童会本部)・ポスター制作 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 学校生活アンケート集計について 	
11	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 学校生活アンケート結果を受けての対応について 第2回効果測定実施 効果測定の分析結果についての研修 	
12	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 教育相談週間の実施 	
1	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 学校生活アンケート結果を受けての対応について 今年度の反省→学校評価への反映 	
3	<ul style="list-style-type: none"> 各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 児童指導部会 来年度に向けての基本方針の見直し 	

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・学年・学級での集会でのレクリエーション、人間関係づくり
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・運動会、集会での学年交流、縦割り活動（スマイルタイム）
- ・4年総合的な学習の時間での高齢者体験・交流
- ・委員会活動（集会委員会による集会、体育委員会によるキラキラタイム）
- ・小中連携活動（部活動交流 合唱交流）
- ・盆踊り八木節参加、八木節保存会の方との交流

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・講演会「命の誕生」
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での交通指導、見守り活動